令和6年(2024年) 3月29日(金曜日)

北海道教育委員会 公 報

第6313号

目	次
Ħ	- バ

—————————————————————————————————————
○義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則2
○北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則2
○北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則・・・・・・・・・8
○教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則8
教育長訓令
○機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令10
○北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令12
○北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令15
○道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令17
○北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令19

公布された教育委員会規則のあらまし

- ◆義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第3 号)
- 1 趣旨

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴い、公立の小学校等の学級編制の基準に関し、所要の改正を行うために、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

令和3年4月に施行された改正公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、公立の小学校等の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げることとなったことから、令和6年度においては、小学校第5学年を引き下げることとした(別表関係)。

- 3 施行期日
 - この教育委員会規則は、令和6年4月1日から施行することとした(附則関係)。
 - ◆北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第4号)
- 1 趣旨

北海道教育庁等の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

- 2 内容
- (1) 北海道教育庁の本庁及び出先機関の組織に関し、次のとおり改めることとした(第1条 関係)。
 - ア 高校総体推進課を廃止することとした。
 - イ 関係する課の所掌事務を整理することとした。
 - ウ本庁及び教育局に置かれる職員の職を整備することとした。
 - エ その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (2) 北海道教育庁の所管機関の組織に関し、職員の職を整備することとした(第2条から第6条まで関係)。
- 3 施行期日等
 - (1) この教育委員会規則は、令和6年4月1日から施行することとした(附則第1項関係)。
 - (2) その他関係する教育委員会規則の一部改正を行うこととした (附則第2項関係)。
 - ◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第5号)
- 1 趣旨

地方公務員法等の一部改正による「役職定年制(管理監督職勤務上限年齢制)」の導入及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正による「子育て部分休暇」の新設に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

- 2 内容
 - (1) 役職定年制の導入に伴い、職務と責任に応ずる新たな職として、道立学校に必要に応じて事務調整幹を置くとともに、その職務を定めることとした(第6条関係)。
 - (2) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い新設される「子育て

部分休暇」の承認権者を定めることとした(第34条関係)。

- 3 施行期日
 - この教育委員会規則は、令和6年4月1日から施行することとした(附則関係)。
 - ◆教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第6号)
- 1 趣旨

教育職員免許法施行規則の一部改正により、免許状の授与を受けるために必要な修得単位の科目区分について、教科専門の科目区分数が多い教科における科目区分の統合又は削除及び名称の整理が行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

上級の免許状の授与を受けようとする場合の修得単位等を定める規定について、科目区分、 単位数等を改めることとした(別表第1関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和6年4月1日から施行することとした(附則関係)。

教育委員会規則

義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。 令和6年3月29日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育委員会規則第3号

義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則

義務教育諸学校学級編制基準規則(昭和41年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

単式学級 (第1学年から第4学年 までの児童 で編制する 学級)

単式学級 (第1学年から第5学年 までの児童 で編制する 学級)

に改める。

附 則

この教育委員会規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。 令和6年3月29日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育委員会規則第4号

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則 (北海道教育庁組織規則の一部改正)

第1条 北海道教育庁組織規則(昭和46年北海道教育委員会規則第11号)の一部を次のよう に改正する。

目次中「第27条」を「第26条」に、「第28条・第29条」を「第27条・第28条」に、「第30条-第33条」を「第29条-第32条」に、「第34条-第36条」を「第33条-第35条」に、「第37条」を「第36条」に、「第38条」を「第37条」に改める。

第18条第1項中「9課」を「8課」に改め、同項第7号を削り、第8号を第7号とし、 第9号を第8号とする。

第19条第1項中第18号から第20号までを削り、第21号を第18号とし、同条第2項中第8号から第10号までを削る。

第22条第2号中キをケとし、アからカまでをウからクまでとし、同号にア及びイとして 次のように加える。

ア整備計画に関すること。

イ 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。

第22条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同号にアとして次のように加える。

を

ア 特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。 第22条第3号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと (総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。)。

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。 第34条中「第28条」を「第27条」に、「第30条」を「第29条」に改め、同条を第33条と する。

第35条を第34条とし、第36条を第35条とし、第37条を第36条とする。 第38条第1項第1号の表中

課	こ置くセン	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員 技術職員
	一及び室	主査	上司の命を受け、担任事務をつかさどる。	指導主事
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。	事務職員 技術職員
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理する とともに、主任等の指導等に関する事務 に従事する。	
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

課 調整幹 上司の命を受け、特定の業務に係る企画 事務職員 課に置くセン 及び連絡調整等に関する事務を処理する 技術職員 ター及び室 とともに、職員に対する指導、支援、助 指導主事 言等に関する事務に従事する。 係長 上司の命を受け、係の事務をつかさどる。 上司の命を受け、担任事務をつかさどる。 主査 に 上司の命を受け、特定の調査等に関する 調査員 事務職員 事務を処理する。 技術職員 上司の命を受け、担任の事務を処理する 専門主任 とともに、主任等の指導等に関する事務 に従事する。 主任 上司の命を受け、事務を処理する。

改め、同項第2号の表中

	課	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員	
		主査	上司の命を受け、課の分掌事務のうち担 任の事務をつかさどる。		
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。		を
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理する とともに、主任等の指導等に関する事務 に従事する。		

		主任	上司の命を受け、事務を処理する。		
٢	課	調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画 及び連絡調整等に関する事務を処理する とともに、職員に対する指導、支援、助 言等に関する事務に従事する。	事務職員 指導主事	
		係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員	
		主査	上司の命を受け、課の分掌事務のうち担 任の事務をつかさどる。		に、
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。		
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理する とともに、主任等の指導等に関する事務 に従事する。		
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。		
Γ					ı
	道立学校運営 支援室	室長	上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職員	
	入似王	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。		
		主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担 任の事務をつかさどる。		
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。		を
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理する とともに、主任等の指導等に関する事務 に従事する。		
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。		
		主事	上司の命を受け、事務に従事する。		
Γ		1		1	i
	道立学校運営 支援室	室長	上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職員	
	入版王	調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画 及び連絡調整等に関する事務を処理する とともに、職員に対する指導、支援、助 言等に関する事務に従事する。		
		係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。		
		主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担 任の事務をつかさどる。		に
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。		

専門		を受け、担任の事務を処理する 、主任等の指導等に関する事務 る。
主任	上司の命	を受け、事務を処理する。
主事	上司の命	を受け、事務に従事する。

改め、同項第3号の表局の部実習管理監の項の次に次のように加える。

調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調
	整等に関する事務を処理するとともに、職員に対す
	る指導、支援、助言等に関する事務に従事する。

第38条第1項第3号の表中

Γ					
1	課	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員	
		主査	上司の命を受け、課の分掌事務のうち担 任の事務をつかさどる。		
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。		を
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理する とともに、主任等の指導等に関する事務 に従事する。		
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。		

課 調整幹 上司の命を受け、特定の業務に係る企画 事務職員 及び連絡調整等に関する事務を処理する 指導主事 とともに、職員に対する指導、支援、助 言等に関する事務に従事する。 係長 上司の命を受け、係の事務をつかさどる。 事務職員 上司の命を受け、課の分掌事務のうち担 主査 任の事務をつかさどる。 に、 上司の命を受け、特定の調査等に関する 調査員 事務を処理する。 上司の命を受け、担任の事務を処理する 専門主任 とともに、主任等の指導等に関する事務 に従事する。 主任 上司の命を受け、事務を処理する。

1	室	主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担 任の事務をつかさどる。	事務職員
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する	

			事務を処理する。		
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理する とともに、主任等の指導等に関する事務 に従事する。		を
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。		1
Г					
1	室	調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画 及び連絡調整等に関する事務を処理する とともに、職員に対する指導、支援、助 言等に関する事務に従事する。	事務職員	
		主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担 任の事務をつかさどる。		
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。		に
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理する とともに、主任等の指導等に関する事務 に従事する。		
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。		1

改め、同条を第37条とする。

(北海道立教育研究所管理規則の一部改正)

第2条 北海道立教育研究所管理規則 (昭和44年北海道教育委員会規則第20号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表部の部担当部長の項を削り、部課の部調査員の項の前に次のように加える。

調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調
	整等に関する事務を処理するとともに、職員に対す
	る指導、支援、助言等に関する事務に従事する。

第2条第1項の表備考中「研究主幹」の次に「、調整幹」を加える。 (北海道立特別支援教育センター管理規則の一部改正)

第3条 北海道立特別支援教育センター管理規則(昭和62年北海道教育委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表課の部課長の項の次に次のように加える。

系る企画及び連絡調
ともに、職員に対す
事務に従事する。

第2条第1項の表備考中「課長」の次に「、調整幹」を加える。 (北海道立生涯学習推進センター管理規則の一部改正)

第4条 北海道立生涯学習推進センター管理規則(平成3年北海道教育委員会規則第21号) の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表所の部主幹の項の次に次のように加える。

調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調
	整等に関する事務を処理するとともに、職員に対す
	る指導、支援、助言等に関する事務に従事する。

(北海道立図書館管理規則の一部改正)

第5条 北海道立図書館管理規則 (昭和52年北海道教育委員会規則第20号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表部室課の部調査員の項の前に次のように加える。

調整幹 上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調整等に関する事務を処理するとともに、職員に対する指導、支援、助言等に関する事務に従事する。

(北海道立美術館管理規則の一部改正)

第6条 北海道立美術館管理規則 (平成4年北海道教育委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号の表部課の部調査員の項の前に次のように加える。

調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調
	整等に関する事務を処理するとともに、職員に対す
	る指導、支援、助言等に関する事務に従事する。

第5条第1項第1号の表北海道立三岸好太郎美術館の部副参与の項の次に次のように加える。

調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調
	整等に関する事務を処理するとともに、職員に対す
	る指導、支援、助言等に関する事務に従事する。

第5条第1項第2号の表中

館	館長	専門的知識等に基づき、館の運営や事業 の企画、立案等について助言するととも に、館務を掌理し、所属職員を監督する。
	副館長	館長を助け、館務を整理する。
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。

を

Γ			
1	館	館長	専門的知識等に基づき、館の運営や事業 の企画、立案等について助言するととも に、館務を掌理し、所属職員を監督する。
		副館長	館長を助け、館務を整理する。
		副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。
		調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画 及び連絡調整等に関する事務を処理する とともに、職員に対する指導、支援、助 言等に関する事務に従事する。
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。

に、

課 上司の命を受け、課の事務をつかさどる。

を

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	
	調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画 及び連絡調整等に関する事務を処理する とともに、職員に対する指導、支援、助 言等に関する事務に従事する。	に、
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。	
学芸課	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。	を
課	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する 事務を処理する。	
学芸課	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その 他の資料の収集、保管、展示及び調査研 究その他これと関連する事業についての 専門的事項のうち、特に困難な事項をつ かさどる。	に改める。
		1	']

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和6年4月1日から施行する。
 - (北海道教育委員会公印規則の一部改正)
- 2 北海道教育委員会公印規則(昭和61年北海道教育委員会規則第26号)の一部を次のよう に改正する。

別表北海道教育庁本庁に置かれる局の局長の印の項中「第35条」を「第34条」に改める。

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。 令和6年3月29日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育委員会規則第5号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則(昭和32年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正 する。

第6条の見出し中「、調査員」を削り、同条第2項中「必要に応じ」の次に「、事務調整 幹」を加え、同条第5項中「事務主任」の次に「、事務調整幹」を加え、同条中第15項を第 16項とし、第8項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 事務調整幹は、上司の命を受け、具体的な業務改善等の課題に対応するとともに、事務 職員その他の職員に対する指導、支援、助言等に関する事務に従事する。

第34条第2項中「特別休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附則

この教育委員会規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。 令和6年3月29日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育委員会規則第6号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

教育職員免許法施行細則(昭和37年北海道教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の(2)のエを次のように改める。

工 理科

科目	物理	里学	化	学	生物	勿学	地	学	物験実物・験	化学 ・生	自由科目	選択
免許状の種類 最低修得単位数	中 1	中 2	中 1	中 2	中 1	中 2	中 1	中 2	中 1	中 2	中 1	中 2
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1	1	1	1	1	1	1	1				
3	1又											
	は0											

別表第1の2の(2)のケを次のように改める。

ケ技術

科目	材料 (実 含む。	習を	機械気(を含む	実習	生物	育成	情報 ン タ		自由科目	選択
免許状の種類 最低修得単位数	中 1	中 2	中 1	中 2	中 1	中 2	中 1	中 2	中 1	中 2
10	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6
9	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
8	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
7	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
6	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1		
3	1又	1又	1又	1又	1又	1又	1又	1又		
	は0	は0	は0	は0	は0	は0	は0	は0		

別表第1の2の(2)のコの表科目の項中「被服製作実習」を「被服実習」に、「保育学(実習を含む。)」を「保育学」に改める。

別表第1の2の(3)のオの表科目の項中「(コンピュータ活用を含む。)」を削る。

別表第1の2の(3)のス及びセを次のように改める。

ス 家庭

科目最低修得単位数	家学関び済む。)	被服学(被 服実習を 含む。)	食物学(栄 養学、及 理理 を含む。)	住居学	保育学	自由選択 科目
20	1	1	1	1	1	15
18	1	1	1	1	1	13
17	1	1	1	1	1	12
16	1	1	1	1	1	11
15	1	1	1	1	1	10
14	1	1	1	1	1	9
13	1	1	1	1	1	8
12	1	1	1	1	1	7

	•	•	•	i	•	
11	1	1	1	1	1	6
10	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	1	2
6	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	
4	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	
3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	

セ 情報

ら 月和						
科目最低修得単位数	情報なおきるに内容ものは、	コンピュ ータ・情 報処理	情報システム	情報通信 ネットワ ーク	マルイデルチャック マップ・マック マック マック マック アン マック ア 女術	自由選択科目
20	1	1	1	1	1	15
18	1	1	1	1	1	13
17	1	1	1	1	1	12
16	1	1	1	1	1	11
15	1	1	1	1	1	10
14	1	1	1	1	1	9
13	1	1	1	1	1	8
12	1	1	1	1	1	7
11	1	1	1	1	1	6
10	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	1	2
6	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	
4	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	
3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	

附 則

この教育委員会規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第3号

庁 中 一 般

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。 令和6年3月29日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

(教育庁分課事務分掌規程の一部改正)

第1条 教育庁分課事務分掌規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を 次のように改正する。

別表第1生涯学習推進局の部文化財・博物館課の項を次のように改める。

文化財・博物館課	課長補佐 博物館係 文化財保護係	3人とする。 総括主査を含む。
	文化財調査係 北方民族博物館グループ (主幹を含む。) 文学館グループ (主幹を	北海道立北方民族博物館 駐在 北海道立文学館駐在
	含む。) 釧路芸術館グループ(主	北海道立釧路芸術館駐在

	幹を含む。)	
(担当課長)	課長補佐 道立近代美術館整備係	

別表第1学校教育局の部高校教育課の項を次のように改める。

高校教育課	課長補佐 主幹 高校予算係 高校教育指導係 キャリア教育指導係 高校企画・支援係 国際交流係	5人とする。 4人とする。 総括主査を含む。
(担当課長)	課長補佐 高校配置係 学校制度係	2人とする。

別表第1学校教育局の部特別支援教育課の項を次のように改める。

特別支援教育課	課長補佐 特別支援教育企画係 特別支援学校配置係 特別支援教育指導係 特別支援教育制度推進係	6人とする。 総括主査を含む。
---------	--	--------------------

別表第1学校教育局の部高校総体推進課の項を削り、同部生徒指導・学校安全課の項を 次のように改める。

生徒指導·学校安 全課	課長補佐 主幹	3人とする。
主味	土野 企画・調整係 生徒指導係 不登校児童生徒支援係	総括主査を含む。
	学校安全係	

別表第2局の項中「石狩」の次に「、渡島」を加える。

(教育庁文書管理規程の一部改正)

第2条 教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「用件」を「要件」に改める。 第22条第2項の表中

本庁の課(教育政策課、文化財・博物館課、学力向上 推進課、教職員育成課、健康・体育課、高校総体推進 課、生徒指導・学校安全課、ICT教育推進課、教職 員課及び教職員事務課を除く。)

を

本庁の課(教育政策課、文化財・博物館課、学力向上 推進課、教職員育成課、健康・体育課、生徒指導・学 校安全課、ICT教育推進課、教職員課及び教職員事 務課を除く。)

に改め、

-

同表高校総体推進課の項を削る。

この教育長訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第4号

庁 中 一 般

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。 令和6年3月29日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁職員服務規程(昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同条第4項中「別記第2号様式の3」を「別記第2号様式の5」に改め、同項を第6項とし、同条第3項中「別記第2号様式の2」を「別記第2号様式の4」に改め、同項を第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 勤務時間等規則第19条の規定による子育て部分休暇の請求は、勤怠管理システム(勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、子育て部分休暇承認請求書(別記第2号様式の2))によりあらかじめ所属長に対して行うものとする。
- 4 次に掲げる場合には、遅滞なく、勤怠管理システム(勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、子育て部分休暇養育状況変更届(別記第2号様式の3))により養育状況の変更を所属長に届け出なければならない。
 - (1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
 - (2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合
 - (3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

別記第2号様式の3を別記第2号様式の5とし、別記第2号様式の2を別記第2号様式の4とし、別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

別記第2号様式の2 (第8条関係)

	子育て	部分休暇承	認請	求書				
						年	月	日
(所属長) 様								
				職	名			
				氏	名			
				(職」	員番号)
次のとおり子育で	て部分休暇の承認を	を請求しま	す。					
1 請求に係る 子	氏 名							
,	続 柄							
	生 年 月 日	年	月	日生				
	障がいの有無	□有 □無	#					
2 請求期間及 び時間	期	間			時		間	
O.#41H1	年 月 年 月 □毎日 □その他	日から 日まで 也 ()		午前 午後	時時			分分
3 備 考								

- 注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する 書類(戸籍抄本等)を添付すること(写しでも可)。
 - 2 請求に係る子が12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であることを証明する書類(障害者手帳の写し等)を添付すること。
 - 3 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第2号様式の3 (第8条関係)

子育で部分休暇養育状況変更届				
		年	月	日
(所属長) 様				
職	名			
氏	名			
(職員	番号)
次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育の状況につい	て変見	更が生1	じたの	で、届
け出ます。				
1 承認を受けた子育て部分休暇の期間				
年 月 日から 年 月	日	きで		
2 届出の事由				
□ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった				
□ 同居しなくなった □ 負傷・疾病 □ 託	児でき	きるよ	うになっ	った
□ その他()				
□ 子育て部分休暇に係る子が死亡した				
□ その他()
3 届出の事由が発生した(する)日				
年 月 日				

注 該当する□にはレ印を記入すること。

この教育長訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第5号

庁 中 − 般所 管 機 関(道立学校を除く。)

北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。 令和6年3月29日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育委員会庁用自動車管理規程(昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「使用」を「運行」に改める。

第2条第1項中「が配置されている」を「を運行する」に改め、「所管機関」の次に「(次項及び第4項において「本庁の課等」と総称する。)」を加え、同条第2項中「本庁にあっては課長を、出先機関及び所管機関にあっては、その長」を「本庁の課等の長」に改め、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 自動車が配置されている本庁の課等の運行管理者は、自動車ごとに自動車運行管理簿(別記第1号様式)を備えるものとする。

第3条を削る。

第4条第1項中「かぎ」を「鍵」に改め、同条を第3条とする。

第5条を次のように改める。

(運行命令等)

- 第4条 自動車を運行しようとする者は、あらかじめ、運行管理者に対し、自動車運行管理 簿の運行前欄により自動車の運行予定等を申し出て、自動車の運行の承認を求めるものと する。
- 2 運行管理者は、前項の申出を承認した場合においては、口頭により運行命令をするもの とする。
- 3 自動車の運行管理者と運転者の運行管理者とが異なる場合における自動車の運行は、運転者の運行管理者の運行命令によるものとする。この場合において、運転者の運行管理者は、あらかじめ、口頭又は電子計算機を利用して、施設、備品等の利用の予約に係る一連の事務処理を行うためのシステムにより、自動車の運行管理者に配車を要求し、その承認を受けるものとする。

第6条の見出し中「行先等」を「運転者等」に改め、同条第1項中「使用」を「運行」に、「運行命令に定められた行先及び時間」を「前条第1項の承認を受けた運転者、運行日時及び運行区間(次項において「運転者等」という。)」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第2項中「行先等」を「運転者等」に、「、使用後、直ちに、運行管理者」を「、直ちに運行管理者」に改め、同条を第5条とする。

第7条を次のように改める。

(運行報告)

第6条 運転者は、自動車運行管理簿の運行後欄により、自動車の運行状況等を運行管理者 へ報告しなければならない。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を削り、第11条を第9条とする。 別記第1号様式を次のように改める。

1 2 2 2 2 2 2 2 2 2

16

別記第2号様式中「第8条」を「第7条」に、「自動車運転命令書」を「自動車運行管理簿」に改め、別記第3号様式及び別記第4号様式を削る。

附則

この教育長訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第6号

庁 中 一 般

道 立 学 校

道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校自動車管理規程(平成18年北海道教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「使用」を「運行」に改める。

第2条第7項を第8項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 自動車が配置されている学校の運行管理者は、自動車ごとに自動車運行管理簿(別記第 1号様式)を備えるものとする。
 - 第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。
 - 第6条第1項中「かぎ」を「鍵」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、運行管理者の承認を得たときは、運転者が保管することができる。

第6条を第5条とし、第7条を次のように改める。

(運行命令等)

- 第6条 自動車を運行しようとする者は、あらかじめ、運行管理者に対し、自動車運行管理 簿の運行前欄により自動車の運行予定等を申し出て、自動車の運行の承認を求めるものと する。
- 2 運行管理者は、前項の申出を承認した場合においては、口頭により運行命令をするもの とする。

第8条の見出し中「行先等」を「運転者等」に改め、同条第1項中「使用」を「運行」に、「、自動車運転等命令書に定められた行先及び時間」を「、前条第1項の承認を受けた運転者、運行日時及び運行区間(次項において「運転者等」という。)」に改め、同条第2項中「行先等」を「運転者等」に、「、使用後、直ちに、運行管理者」を「、直ちに運行管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条を次のように改める。

(運行報告)

第8条 運転者は、自動車運行管理簿の運行後欄により、自動車の運行状況等を運行管理者 へ報告しなければならない。

第10条を第9条とする。

第11条中「防止」の次に「等」を加え、「運転者等」を「運転者」に改め、同条を第10条とする。

第12条を削り、第13条を第11条とする。

別記第1号様式を次のように改める。

		華																				
年	9	· 確認者 職氏名																				
	C (170 A)	in.																				
	400	2000年 選出 2000年 200																				
		海 (3) (4) (5) (6)																				
	運行後	走行距離 (km)	走行前 走行後 走行距離	走行前 走行後 走行距離	走行前 走行後 走行距離	走行前 走行後 走行距離	走行前 走行後 走行距離	走行前 走行後 走行距離	走行前 走行後 走行路離	走行前 走行後 走行距離												
		運行区間	ł	ł	₹	ł	ł	ł	ł	₹	₹	≀	₹	ì	₹	₹	₹	₹	≀	ł	ł	?
Jan-	-	編作田時	≀	ł	ł	2	~	2	ł	₹	?	ì	2	ì	ł	2	2	₹	ì	ł	ł	1
敷	1	運行副点後 結果報告 (日第点後)																				
作		器 羅記 羅氏名																				
刪	0.4134	(大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)																				
衞	i i	海风市産業の日時																				
Ш	超小部	酒帯有気が無																				
		運行区間	ì	ł	₹	₹	₹	₹	≀	₹	₹	₹	`	≀	₹	₹	₹	₹	₹	₹	₹	₹
		運行予定日時	1	ì	ł	₹	₹	2	ł	1	1	ì	ł	ì	ł	₹	ł	1	ì	₹	ł	2
		回集者 職氏名																				
6 条題係》																						
別記第1号様式 (第6条関係)		運転者職氏名																				
別記第			-	2	es	4	s.	9	7	60	o	10	Ξ	12	13	14	15	91	17	18	19	50

18

別記第2号様式中「第10条」を「第9条」に、「自動車運転等命令書」を「自動車運行管理簿」に改め、別記第3号様式及び別記第4号様式を削る。

附則

この教育長訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第7号

庁 中 一 般 道 立 学 校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程(昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「第5項」を「第7項」に改め、同条中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 勤務時間等規則第19条の規定による子育て部分休暇の請求は、子育て部分休暇承認請求 書(別記第5号様式の2)によりあらかじめ、校長にあっては教育長に、所属職員にあっては校長に対して行うものとする。
- 4 次に掲げる場合には、遅滞なく、子育て部分休暇養育状況変更届(別記第5号様式の3) により、校長にあっては教育長に、所属職員にあっては校長に養育状況の変更を届け出な ければならない。
 - (1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
 - (2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合
 - (3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合 別記第5号様式の次に次の2様式を加える。

別記第5号様式の2 (第8条関係)

		子育	で部分	分休暇承認請求	書				
							年	月	日
		様							
					職	名			
					氏	名			
次	くのとおり子育て部分	休暇の承認を	請求	します。					
1	請求に係る子	氏	名						
		続	柄						
		生 年 月	日	年	月	日生	Ė		
		障がいの	有無	□有 □無					
2	請求期間及び時間	期		間		時		間	
		年	月	日から	午前	時	分~	時	分
		年年	月月	日から 日まで	午前 午後	時時	分~ 分~	時時	分分
		年		日まで	10000000				

- 注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類 (戸籍抄本等)を添付すること(写しでも可)。
 - 2 請求に係る子が12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児 であることを証明する書類(障害者手帳の写し等)を添付すること。
 - 3 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第5号様式の3 (第8条関係)

子育て部分休暇養育状況変更届
年 月 日
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
職名
氏 名
次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届
け出ます。
1 承認を受けた子育て部分休暇の期間
年 月 日から 年 月 日まで
2 届出の事由 □ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった
□ 」 「同て印力が吸に係る」を受りしなくなった □ 同居しなくなった □ 負傷・疾病 □ 託児できるようになった
□ その他()
□ 子育て部分休暇に係る子が死亡した
□ その他(
3 届出の事由が発生した(する)日
年月日

注 該当する口にはレ印を記入すること。

この教育長訓令は、令和6年4月1日から施行する。